

平成 21 年 6 月 30 日  
商 工 中 金

## 政府の「ものづくり中小企業支援策」と連携した 商工中金の融資制度の創設について

商工中金は平成 21 年 7 月 1 日、中小企業庁、全国中小企業団体中央会と連携し、政府の経済危機対策である「ものづくり中小企業支援策」の採択者を対象にした融資制度を創設いたします。

商工中金は製造業向けの貸出ウエイトが高く、従来より「ものづくり基盤技術高度化支援貸付」等により設備資金や運転資金の融資を行ってきました。今般講じられた政府の「ものづくり中小企業支援策」は、将来の競争力強化のために行う、ものづくり中小企業の試作開発の取組みを支援するものです。商工中金では従来より中央会等と連携して積極的に情報提供や活用の案内を行なってきました。

中小ものづくり支援施策により講じられる委託費・補助金の交付は原則として精算払いとなっているため、企業側には多額の資金の立替えが発生します。商工中金では経済・金融環境が厳しい状況下、企業の資金繰り状態が必ずしも安定的でないことから、そのつなぎ資金を必要とする採択事業者の方に対しての支援を行いません。

商工中金は、ものづくり支援策を活用した試作開発等に取り組む中小企業へのサポートにより、我が国経済をけん引する重要な製造業の国際競争力の強化と次代を担う新産業の創出に貢献していきます。

### ■ものづくり中小企業支援・つなぎ融資制度の概要

貸付対象者	ものづくり中小企業製品開発等支援事業、戦略的基盤技術高度化支援事業の採択を受けられた方
貸付限度	補助金、委託費の決定額の範囲内
資金使途	① ものづくり中小企業製品開発等支援事業における補助金交付までに必要となるつなぎ資金 ② 戦略的基盤技術高度化支援事業における研究開発委託金交付までに必要となるつなぎ資金
貸付形式	手形貸付
貸付期間	補助金、委託費交付予定日までの期間
貸付利率	短期プライムレート以上（21 年 6 月 30 日現在 1.475%）
その他	○委託費・補助金の入金口座を商工中金に開設、同資金の入金指定をしていただく必要があります。 ○ご融資に際しては、商工中金の審査が必要となります。審査の結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承ください。

○その他、当該事業の量産化等の場合に必要となる設備資金や運転資金などの長期資金については、別途ものづくり基盤技術高度化支援貸付をご用意しております。